

茅野市への災害救助法の適用にあたってのハローワークの対応

1 災害時における求職者給付の支給に関する特例措置

(1) 特例措置の概要

災害により雇用される事業所が休業に至った場合、一時的に離職を余儀なくされた者への基本手当の支給。

(2) 休業事業所の把握

本災害により休業するに至った事業所の把握。

(3) 特例措置の実施にあたっての留意事項

本特例措置の対象者は、休業が終了した場合の、休業前の被保険者であった期間通算がされないことについて、必要に応じ、被保険者及び事業主に周知。

2 受給資格者に対する配慮

(1) 認定日変更の取扱い

所定の認定日に安定所に来所できない場合の認定日変更。

(2) 給付関係手続の弾力的取扱い

被災者及び事業主が給付関係手続を行う場合の確認書類の照合省略。

(3) 給付手続安定所の弾力的運用

住所等の管轄区域以外安定所における手続の弾力的実施。

(4) 失業の認定における弾力的取扱い

災害に伴い求職活動を行うことができなかった場合に求職活動実施とみなす弾力的取扱い。

3 訓練受講者の給付金証明書类等

(1) 罹災証明書又は被災証明書の提出

災害により訓練を欠席した場合又は災害発生前の欠席理由証明書類を紛失した場合、罹災証明書等の提出をもって、やむを得ない欠席としての取扱い。

※証明書が直ちに発行されない場合は申立書の提出でも可であり、後日改めて証明書の提出を求める必要はない。